

緊急災害時の生徒の対応措置について

寝屋川市立第八中学校

大雨・台風・地震等の自然災害によって生徒の危険が予測される場合は、
生徒の安全を確保するために以下の内容に従って、
自宅待機・臨時休業・下校措置等の対応をとります

【暴風警報および特別警報発表時】 ※「大阪府」・「東部大阪」・「寝屋川市」において

午前7時現在で 警報が発表されている場合	・児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機とします ・ <u>給食は中止</u> となります
午前9時までに 警報が解除された場合	・午前10時の始業とし、午前授業とします ・自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、 その旨を学校まで連絡をお願いします ・安全上、自宅学習を選択した場合には、オンライン授業を実施し ます。その場合は、「欠席」ではなく「出席停止」となります
午前9時現在で 警報が解除されていない場合	・臨時休業とします
児童・生徒が在校時に 警報が発表された場合	・気象情報に注意し、下記の措置をとります ①直ちに緊急一斉下校の措置をとります ②緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、生徒の安全 に十分配慮の上、校内にとどめ、「さくら連絡網」にて連絡し、 保護者への引き渡しによる下校措置をとります ③保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に 応じた措置をとります 【警報解除の時】 ・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、 適切な措置をとります

(参考) 特別警報について

○ 大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪

各警報の基準をはるかに超える、危険度の高いものが「〇〇特別警報」として発表される

※「洪水」は特別警報の設定なし

○ 大津波・噴火(居住地域)

【地震発生時】 ※「寝屋川市」において

	震度4以下の場合	震度5弱以上の場合
登校前	平常授業 被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もあります	臨時休業
登下校中	平常授業 - 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行います - 下校時は、通学路の安全確認の後、教職員による見守り等、安全に配慮して下校します	臨時休業 - 大きな余震が予想されることから、「さくら連絡網」にて連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとります - 保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとります
	登下校中に大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難します	
在校時	平常授業 - 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行います - 下校時は、通学路の安全確認の後、教職員による見守り等、安全に配慮して下校します	臨時休業 - 大きな余震が予想されることから、「さくら連絡網」にて連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとります - 保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとります

【大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時】 ※「大阪府」・「東部大阪」・「寝屋川市」において

通常授業 - 自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、その旨を学校まで連絡をお願いします - 安全上、自宅学習を選択した場合には、オンライン授業を実施します。その場合は、「欠席」ではなく「出席停止」となります
